

福屋ゴールドカード会員規約〈2025年9月改定〉

本規約は福屋ゴールドカードの利用に関する会則です。会員様はすべて本規約に同意したものといたします。

第1条〈会員の資格及び入会方法〉

会員とは、本規約に同意し、所定の申込書に必要事項を記入され、福屋が入会を認めた方とします。

第2条〈会員カード・有効期限〉

- ①会員を証するカードを福屋が貸与いたします。
- ②会員カード裏面に必ずお申込者名を記入していただきます。
- ③ご使用はご本人に限らせていただきます。
- ④カードの有効期限は毎年2月末日とし、その1ヶ月前までに会員より申し出がなく、福屋が引き続き会員として認める場合には更に1年間を延長し、その後もこの例によります。なお、更新された場合には引き続き本規約(変更されたものを含む)を適用し、以後も同様とします。ただし、カードの有効期限はカードに表示いたしません。

第3条〈会費〉

永年無料とします。

第4条〈使用方法〉

- ①クレジット払いとしてはご使用いただけません。「現金払い専用」福屋ポイントカードとしてご使用いただけます。
- ②福屋全店舗で使用できますが、一部使用できない売場や商品があります。
- ③カードは支払前に提示が必要です。代金支払完了後は使用できません。
- ④現金・商品券・クレジットギフト券・百貨店ギフトカード・当社発行の取替券(以下「現金払い」という)でお支払いの場合に福屋ポイントが付与されます。
- ⑤代金引換、通信販売、当社オンラインストアでの購入の際はご使用いただけません。

第5条〈ポイント特典〉

福屋は会員が現金払いによる商品購入に際し、本体価格に対して1%のポイントを付与いたします。福屋が予め設定した指定商品については指定のポイント率を付与いたします。金券類、送料、修理費などポイント付与対象外の商品もあります。また、友の会カードや、その他の優待制度との併用の際はポイントを付与いたしません。

第6条〈ポイントの利用方法〉

貯まったポイントは、福屋での次のお買物から1ポイント=1円として1ポイント単位でご利用いただけます。ただし、一部ポイント利用ができない売場や商品があります。

第7条〈ポイントの有効期間〉

毎年1月～12月末日までの間に加算されたポイントは、翌年の12月末日まで有効です。有効期間を過ぎたポイントについては失効となります。

第8条〈ポイントの確認方法〉

商品をお買上げの際、付与ポイントと有効期間がレシートに印字されます。また、福屋公式ホームページ内「福屋カードポイント残高照会」でもお持ちのポイント数をご確認いただけます。

第9条〈お買上げ商品返品時の処理〉

- ①代金精算済の商品(以下「お買上げ商品」という)を返品する場合、会員はお買上げ商品を購入した店舗において返品することとし、返品時にカードとレシートを提示するものとします。
- ②お買上げ商品の返品がなされた場合には、既に付与されたポイントの相当数が減じられます。
- ③ポイント相当数が減じられ、ポイント残高がマイナスとなった場合、マイナス分を現金にて精算させていただくことがあります。

第10条〈カード紛失・盗難〉

福屋各店の福屋現金専用ポイントカード受付へお申し出ください。お申し出前に貯められたポイントが不正に利用された場合、当社は一切の責任を負いません。

第11条〈カードの再発行について〉

紛失・盗難・破損等により利用できなくなった場合であっても、福屋ゴールドカードの再発行はいたしかねますのでご了承ください。福屋ゴールドカードに相当するカードとして、当社の定める手続きをお取りいただき、福屋現金専用ポイントカードを発行いたします。破損または磁気不良カードの場合のみ、旧カードのポイント残高は継続できます。

第12条〈住所・氏名等の変更〉

お申込み時の住所・氏名・電話番号等の変更があった場合には、遅滞なく福屋各店の福屋現金専用ポイントカード受付へお申し出ください。不通知による事故の責任は負いかねますのでご了承ください。

第13条〈退会について〉

- ①退会については福屋各店の福屋現金専用ポイントカード受付へお申し出ください。
- ②会員の都合により退会する場合は、必ず当社所定の手続きをするものとし、同時にカードを返却するものとします。

第14条〈会員資格の喪失〉

- ①会員が次のいずれかに該当した場合、福屋は会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消すことができます。
 - ・入会時虚偽の申告をした場合
 - ・本規約のいずれかに違反した場合
 - ・住所変更のお申し出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、福屋が会員への通知連絡について不能と判断した場合
 - ・2年間以上カードの使用が無い場合
 - ・会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - ・その他福屋が会員として不適格と判断した場合
- ②①に該当し、福屋がカードの返却を求めた場合は、会員は直ちにカードを返却するものとします。

第15条〈ポイントの失効〉

- ①次のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、当該時点のポイント残高の全てが失効します。
 - ・ポイントの有効期間が過ぎた場合
 - ・会員が退会したまたはその資格を喪失した場合
- ②一度失効したポイントはいかなる理由があっても以降ご利用できません。

第16条〈累計ポイントマイナス時の処理〉

お買上げ商品返品時およびポイント失効時にポイント残高がマイナスとなった場合、マイナス分を現金にて精算させていただくことがあります。

第17条〈個人情報に関する同意〉

会員は本規約と同時に、別に定める「福屋ゴールドカード会員 個人情報に関する規約」に同意していただきます。

第18条〈本規約の変更〉

福屋は本規約、ポイントの特典および運営に関する細則を予告なしに変更または終了できるものとします。変更事項を店内または福屋公式ホームページの所定の場所へ掲示することで、会員への告知とさせていただきます。

福屋ゴールドカード 個人情報に関する規約

福屋は、福屋ゴールドカードに関するお客様の個人情報を、以下の目的に使用させていただきます。

第1条〈個人情報の利用目的〉

- ①福屋はお客様の個人情報を商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等のご案内、お取り置き、お取り寄せ、修理・加工・お届けなどの販売活動、およびマーケティング活動・商品開発等に利用いたします。また、取得した購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた商品・サービスに関するご案内・広告等のために利用いたします。
- ②福屋は本条に定める目的以外にはお客様の個人データを一切使用いたしません。

第2条〈個人情報の管理〉

- ①福屋はお客様の個人データを厳重に管理・保管します。
- ②福屋は、以下の場合を除き、個人情報を第三者に提供・開示等を行うことはありません。
 - ・お客様に事前の同意・承諾を得た場合
 - ・個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社(宅配業者、印刷会社、クレジットカード会社等)に対して、利用の範囲内で個人情報の取り扱いを委託する場合
 - ・クレジットカード会社よりカード不正利用の調査のため照会があった場合
 - ・法令等に基づき、提供に応じなければならない場合

第3条〈個人情報の照会・訂正・利用停止等〉

個人情報の照会・訂正・利用停止等については、福屋現金専用ポイントカード受付窓口までお申し出ください。所定の手続きで本人様であることを確認し、必要な範囲で速やかに対応いたします。